

## 山梨市徘徊SOSネットワーク図

(H26年度)



家族など  
の届出

日下部警察署 情報提供  
TEL 22-0110 放送依頼  
FAX 22-1791 FAX・電話  
夜間・休日  
宿直・日直

捜  
索

山梨市立養  
護老人ホーム  
晴風園  
TEL 22-0614  
FAX 22-6227

夜間については日下  
部警察署、総務課、  
山梨市地域包括支  
援センターで協議し  
臨機応変に対応する。

山梨消防署 TEL 22-0119  
FAX 22-6481  
郵便事業株式会社  
山梨支店  
(月)～(金)  
TEL 22-0160  
FAX 23-2981  
(土)(日)  
TEL 22-1160  
FAX 23-1129  
JR東日本山梨市駅  
TEL 22-8915  
FAX 22-8915

地元消防  
団分団長  
地元消防  
団各部部  
長

必要時連絡  
山梨市消防団長

山梨市役所  
総務課  
TEL 22-1111  
FAX 23-2800

放送依頼受理

各地区区長会  
長

山梨くらしネット

②  
防災行政無線放送  
(名前公表)

配信

市民

捜索協力

山梨市消防団長と  
総務課が協議し  
捜索活動の拡大

広域に捜索拡大の場合

連  
絡

捜  
索

①  
山梨市地域包括  
支援センター  
TEL 23-0294  
FAX 23-0294

区民生委員

捜索

必要時連絡  
連絡

山梨市役所  
市民生活課  
TEL 22-1111  
FAX 23-2800

近隣市の総務課と協  
議。必要時徘徊SOS  
ネットワークに沿って  
連携

警察が近隣市町村へ防  
災行政無線放送を要請



緊急連絡事項

山梨県タクシー協会  
東山梨支部  
(日下部タクシー)  
TEL 22-1331  
FAX 22-1108

### 《タクシー協会東山梨支部協力機関》

- ・甲州タクシー TEL 33-3120 FAX 33-4055
- ・塩山タクシー TEL 32-3200 FAX 33-1055
- ・日下部タクシー TEL 22-1331 FAX 22-1108
- ・市民交通 TEL 22-0413 FAX 22-8212  
(市民交通については、市内巡回バス委託会社 市民観光  
と同一会社のため、実際の連絡は、総務課から行う)
- ・丸日タクシー TEL 22-0553 FAX 22-2797
- ・日川タクシー TEL 22-1095 FAX 22-1934
- ・牧丘タクシー TEL 35-2104 FAX 35-2653

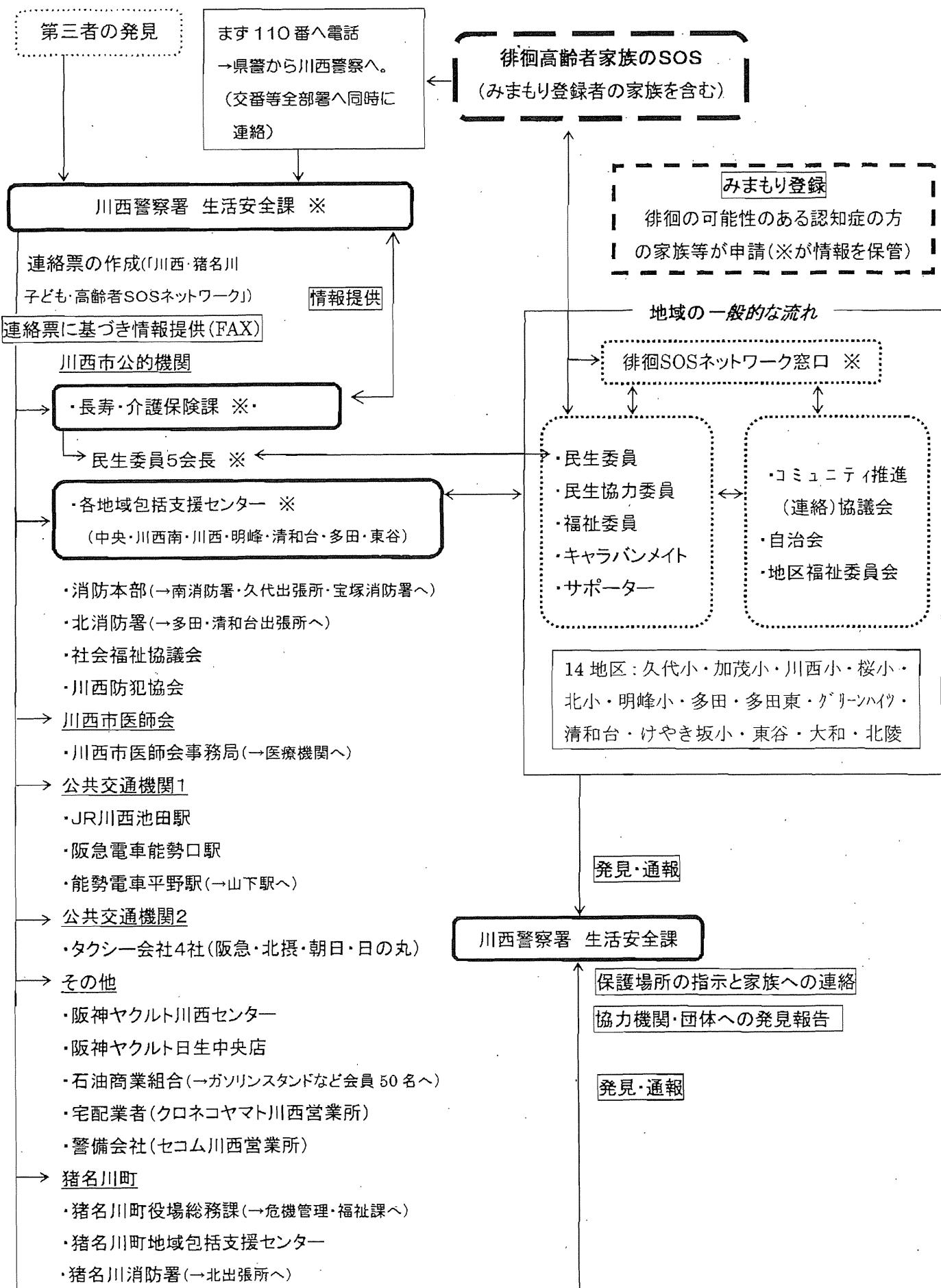
### 《市内巡回バス》

- (山梨地域)市民観光 TEL 22-7889  
FAX 22-8212
- (牧丘地域)栄和交通 TEL 26-2344  
FAX 26-4322
- (三富地域)笛吹観光 TEL 23-0002  
FAX 23-0568

捜  
索  
協  
力

# 川西市徘徊SOSネットワークの流れ

H26/10/15現在



## 平成25年度 川西市認知症地域資源ネットワーク構築事業活動計画

※ 斜体は実施済み ◎の下の数字は日星

項目	内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進会議	○年4回 事業の実施状況の確認と認知症の方を支える支援体制構築推進のための調整を行う。			●17日(月) 第1回				●21日(月) 第2回				●17日(月) 第3回	
実態調査 (地区診断)	○データーの追加及び分析 人口動態等のデーターの把握・分析を行い、認知症の方とその家族の支援に反映する。												→
	○「つながりノート」評価のための調査分析 介護者、ケアマネジャーの「つながりノート」導入後の実感について調査を行い、ノート導入前と比較・分析・評価を行う。												
	○介護者、ケアマネジャーの実態調査分析 実態調査の分析を行い、川西市の施策へ反映する。												
ワークショップ	○介護保険サービス協会のワークショップ 小規模多機能居宅、グループホーム、訪問介護事業所および通所系サービスによるワークショップを行い、認知症ケアの現状と課題の抽出を行い、課題解決について検討する。		●29										→
	○キャラバンメイトのワークショップ キャラバンメイトのワークショップを行い、現状を明らかにし、課題の抽出と対応策を検討する。												
地域資源マップ	○地域資源マップの充実 新たな地域資源の情報収集を行い、地域資源マップの充実を図る。												→
	○地域資源マップ用ホームページの更新 ホームページの地域資源マップに情報の追加等を行う。												→
認知症の理解・普及・啓発	○キャラバンメイト養成研修 認知症サポートー養成講座4回コースを修了された方を対象に行う。修了した方は、14地区のキャラバンメイトに登録していただき、活動に結び付ける。						●8						
	○キャラバンメイトフォローアップ研修 キャラバンメイトを対象に研修を行う。地域の支援活動推進のための研修を行なう。												→
	○認知症サポートー養成講座4回コース 地域で認知症の正しい知識の普及と支援体制構築に関わっていただけたるよう、民生委員・福祉委員と市民を対象に行なう。			●●● 3.10-24-31									
	○認知症サポートー養成講座1回コース 住民をはじめ、学校・事業所・団体等対象を拡大する。新たな人材発掘も視野に入れる。												→
	○認知症サポートーフォローアップ研修 認知症に関する最新情報やケア、支援体制等の情報提供を行なう。												→
	○認知症理解のための市民対象の講演会 認知症に関する最新情報やケア等の情報提供を行う。												
早期発見・早期対応	○認知症の早期発見・早期対応 認知症の早期発見・早期対応について、医療や介護の支援体制等について検討する。												→
	○みまもり登録・徘徊SOS部会 みまもり登録と徘徊SOSネットワークが認知症のご本人と家族の支援につながるように、現状把握し、課題を明確化し、推進会議へ提案する。						●9 みまもり登 録・SOSネット ワーク部会						
地域支援体制の推進	○徘徊SOSネットワーク訓練 14地区福祉委員会および川西能勢口周辺 14地区の各々の実態に合わせたネットワーク構築を目指して訓練を行う。また、全市的に川西能勢口周辺で行なう。	●29 代表者会議	●19 アステ川西中 心 体験SOS 訓練									●27 徘徊報告会(平 常報告会に含 む)	
	○徘徊SOSネットワークの構築と支援 人命を第一に考え、訓練から見えてきたネットワークの課題について解決方法を検討し、全市的なネットワークと連携し、14地区ごとの特性に合わせたネットワークの改善・構築をする。												→
	○みまもり登録による日頃の見守りと徘徊SOSネットワーク連携支援 H25／4から本格的に実施するみまもり登録が「巡回地域ケア会議」等開催等により、個別のみまもりネットワークができるように適正に運用を行う。登録されている方が行方不明になつた場合は、より速やかに発見できるよう、登録情報の有効活用を行い、全市的および各地区的徘徊SOSネットワークとの連携を行なう。												→
	○地域における家族会またはサロンの開催 認知症の方や介護をしている家族がつどえる場つくりを行なう。												→
医療と介護連携	○医療介護連携部会 医療・介護連携バースとして、H25／2から導入されている「つながりノート」の定着に向けて、現状把握と課題について検討を行い、推進会議へ提案する。							●19 ぶれあい会	●16 ぶれあい会	●21 多田	●11 大和	●8 加茂	●15 清和台
	○連絡ノート「つながりノート」連絡会および事例検討会 本人・家族・医療・介護関係者が参加し、認知症のミニレクチャーや事例検討・医療・介護連携に係ること、「つながりノート」運用に係ることなどの連絡会を定期的に開催する。	●21 11 27	●9 21	●6 18 22				●19 ぶれあい会	●16 ぶれあい会	●21 多田	●11 大和	●8 加茂	●15 清和台
	○連絡ノート検討チーム 川西版「つながりノート」の見直しや運用方法について検討を行う。				●30 意見交換								
事業報告会	○認知症予防にかかる講座(2回コース) 市民を対象に、認知症予防と早期発見・早期対応方法についての講座等を行う。							●20 琴浦町	●31				
	○事業報告会 川西市における認知症の方とその家族の支援体制構築について報告し、普及・啓発とともにネットワークの浸透や新たな構築を図る。										●21 シンボジウム春式		

# 日野市メール配信サービスのご案内

あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンのメールアドレスに  
不審者出没や災害発生等の情報を配信するサービスです。  
また、お子様の通う学校・幼稚園や学童クラブからの情報も受け取れます。



## ○提供する情報

### 1. 不審者情報

〈庶務課〉

日野市教育委員会へ寄せられた、子どもが遭遇した不審者（露出・痴漢・声掛けなど）に関する情報を配信します。

### 2. 学校・幼稚園・学童クラブ生活情報

〈各学校・幼稚園・子育て課〉

小・中学校や幼稚園、子育て課、児童館から、悪天候による行事日程変更のお知らせや、緊急時における保護者への送迎依頼などの情報を配信します。

※注：配信内容は、お子様の通う学校、幼稚園、学童クラブによって異なります。

### 3. 防災安全情報

〈防災安全課・健康課〉

市で把握した水害・地震などの災害、新型インフルエンザなどの感染症、市民生活に重大な影響を及ぼすような事件・事故等、防災安全に関する情報を配信します。（テスト送信として市が主催する防災訓練等のお知らせも配信します。）

### 4. 高齢者行方不明情報

〈高齢福祉課〉

認知症により判断能力の低下した高齢者の徘徊行動は、生命に重大な危険を及ぼす可能性があります。このような事態が発生した場合に、発見の手がかりとなる情報をお知らせします。

### 5. 障害者行方不明情報

〈障害福祉課〉

障害のある方が行方不明になった場合は、その障害の内容によっては生命に重大な危険を及ぼす可能性があります。その際に、発見の手がかりとなる情報をお知らせします。

## ○利用方法

裏面を参照してください。

## ○利用条件・注意事項等

- ・メールアドレス、お子様が通学している学校等、必要な情報を登録していただきます。
- ・ご登録いただいた情報は「日野市メール配信サービス」以外の目的では使用しません。
- ・このサービスは契約業者のシステムを利用して行います。ご登録いただいた情報は、業者が24時間有人監視しているデータセンターに保管されます。
- ・情報提供料は無料ですが、受信料金などに関する費用は自己負担となります。
- ・ご利用の通信機器の状態・環境や各種障害発生等により、メールが届かないことや遅れる場合があります。メールの遅延・中断が生じても、原因を問わず一切の責任は負いかねます。
- ・配信したメールが連続して届かなかった場合は、自動的に登録を解除することがあります。

### 〈お問い合わせ先〉

システム全般について

：教育委員会庶務課

不審者情報

：教育委員会庶務課

学童クラブ情報

：子育て課

防災安全情報

：防災安全課・健康課

高齢者行方不明情報

：高齢福祉課

障害者行方不明情報

：障害福祉課

学校・幼稚園生活情報

：各学校・幼稚園

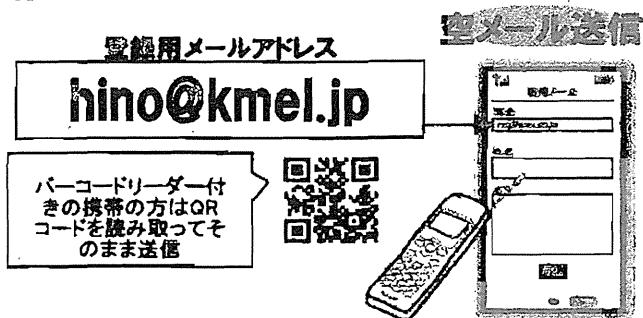
} 042-585-1111

(日野市役所代表)

それぞれの学校・幼稚園へ  
直接お問い合わせください

## 新規登録の手順・登録内容変更の手

- ①下記の登録用アドレスを新規メールの宛先欄に打ち込み、空のままメールを送信します。



### ※注意事項

日野市メール配信サービスは下記のアドレスから送信します。ドメイン指定受信または送信元のメールアドレスを指定する受診の設定をしている場合は、空メールを送信する前に、  
mail-haisin@city.hino.lg.jp  
からのメールを受信できる設定にしてください。

- ③登録フォームが表示されたら、画面の指示に従って配信を希望する情報を選んでください。



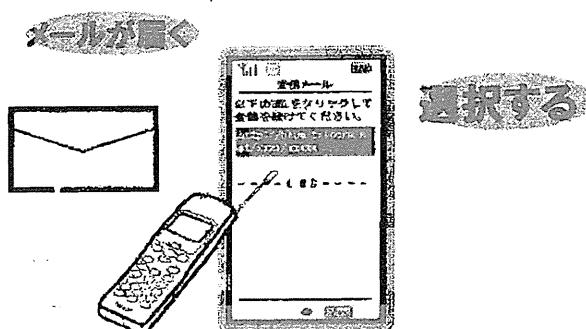
## 削除手順

- ①削除用アドレスを新規メールの宛先欄に打ち込み、空のままメールを送信します。

削除用メールアドレス

d-hino@kmel.jp

- ②数分後に、日野市からメールが届きます。そのメールの中にあるURLをクリックします。



※通信状況により、メールが返信されるまで時間がかかる場合があります。

- ④画面に答えた後、ページ下部の「確認」ボタンを押してください。次にご回答された内容の確認ページが表示されます。間違いがなければ「登録」ボタンを押してください。これで登録完了です。

登録完了！

数分後に、日野市から登録完了メールが送られます。

- ②数分後に、日野市から登録削除完了メールが送られます。

メールが届く



登録削除完了

## よくあるお問い合わせ

### 空メールを送った後、返信メールが届かない

携帯電話のメールフィルタ機能(迷惑メール防止機能)が設定されていることが考えられます。  
上記の新規登録の手順・登録内容変更の手順①内の「※注意事項」を参照いただき、日野市からのメールが受信できる状態に設定をした上で、再度空メールを送信してください。

### メールアドレスの変更をした

上記の新規登録の手順・登録内容変更の手順に従い、再度メール配信サービスへの登録を行ってください。  
変更前のメールアドレスについては自動的に削除されますので、削除等のお手続きは不要です。

### 特に何も変更していないのにメールが届かなくなった

メール送受信時のエラー発生が原因となり、登録が削除されてしまった可能性があります。  
上記の新規登録の手順・登録内容変更の手順に従い、再度メール配信サービスへの登録を行ってください。

厚生労働科学研究費（厚生労働科学特別研究事業）  
平成 26 年度 分担研究報告書

市区町村における徘徊による認知症高齢者の行方不明の状況に関する研究

研究分担者 曽根 智史 国立保健医療科学院 企画調整主幹

研究要旨：

本研究は、要介護度別の行方不明者の状況を市町村の人口規模別に明らかにすることによって、自治体における今後の認知症高齢者施策に資することを目的として、平成 26 年 6 月に厚生労働省老健局が全国の市町村を対象に実施した「徘徊などで行方不明となった認知症の人等に関する実態調査（市区町村調査）」のデータを再解析した。再解析にあたっては、一定の基準でデータクリーニングを実施し、その結果、1594 市区町村（1741 市区町村中）分のデータを解析の対象とした。

解析により、以下の結果が得られた。

1. 認知症高齢者の徘徊による行方不明者の 1 割程度が死亡または未発見であった。
2. 行方不明者のおよそ 4 人に 1 人が要介護認定を受けていない者であった。区域外発見者や発見時死者の割合も高かった。このことについて住民に周知を図るとともに、日常生活において、家族など周囲の人々が認知症の徴候を早期に捉え、できるだけ早く医療や介護サービスにつないでいくことが必要だと考えられた。
3. 行方不明者に占める要介護 I、II、III の割合には、それぞれそれほど大きな差はなかった。要介護度 I～III については、ほぼ同程度の行方不明のリスクがあるものと考えられた。
4. 人口 30 万人以上の市において、行方不明者、発見者、死亡者、未発見者のいずれも要介護認定なしの割合がそれ以下の人口規模の自治体よりも低く、逆に要介護認定ありの者の割合が相対的に高かった。これは、都市部特有の状況が影響していると考えられ、人口 30 万人以上の都市における認知症高齢者の徘徊対策は、それ以下の人口規模の地域とは異なる可能性が示唆された。
5. 現状では、市区町村による行方不明者数の把握が十分でない可能性が高い。行方不明者の全体像を把握するために、市区町村の担当課と警察が地域のすべての発生事例について、情報共有を図りつつ、経緯や状況を含めてきちんと記録に残す体制づくりが望まれる。

研究協力者

勝又 浜子（国立保健医療科学院 統括研究官）

川崎 千恵（国立保健医療科学院生涯健康研究部 主任研究官）

## A. 目的

高齢社会の進行の中で、認知症高齢者における徘徊の早期発見や発生予防は、今後、認知症高齢者が住み慣れた環境で暮らし続けるためには、極めて重要な課題である。

本研究は、平成 26 年 6 月に厚生労働省老健局が全国の市町村を対象に実施した「徘徊などで行方不明となった認知症の人等に関する実態調査（市区町村調査）」のデータを再解析し、要介護度別の行方不明者の状況を市町村の人口規模別に明らかにすることによって、自治体における今後の認知症高齢者施策に資することを目的として実施した。

## B. 方法

### (1) 調査対象

平成 26 年 6 月 10 日～24 日に厚生労働省老健局が全国の市区町村を対象に実施した「徘徊などで行方不明となった認知症の人等に関する実態調査（市区町村調査）」のデータを解析対象とした。本調査は、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室が窓口となって、都道府県を通じて、全国市区町村を対象に実施された。

調査内容は、市区町村の認知症に関する概況、実施施策、市区町村で把握している徘徊などによる行方不明者の状況、徘徊見守り SOS ネットワークに類する事業の概要・体制・内容・活動状況等である。用いられた調査票を資料 1 として添付する。本調査の回収率は 100% であった。

本調査については、厚生労働省老健局内で解析を行い、その結果は平成 29 年 9

月 19 日に公表されている（「行方不明になった認知症の人等に関する調査結果の公表等」）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000058648.html> 平成 27 年 3 月 9 日確認）。

ただ、本調査のデータには、要介護度別の行方不明者等のデータが含まれること、また、人口規模によっても現状や対策が異なることが予想されることから、要介護度と人口規模に着目した解析が別途必要と考えられたため、この部分を本分担研究班で担当することとした。

### (2) データセットの整理

今回の市区町村調査では、特に調査票 2 ページ目の「総括表②—現在、貴市区町村で把握している認知症高齢者等の状況等」の「1. 貴市区町村で把握している徘徊などによる行方不明者等の状況」への回答が重要となる。これは、行方不明者及び発見者数（行方不明者の内数、区域内・区域外）、死亡者数（発見者数の内数、区域内・区域外）、未発見者数（行方不明者の内数）を要介護度認定の有無や有の場合は要介護度別に実数を回答するよう求めたものである。記入上の不備があるデータが散見されたので、縦横の合計等について一定の基準を定めて、データクリーニングを実施した。その結果、今回の解析の対象とする有効データセット数は、1594 市区町村分（1741 市区町村中）となった。

### (3) 分析方法

解析に用いた介護に関するカテゴリーは以下の通りである。

①要介護認定なし

②要支援 I

③要支援 II

④要介護 I

⑤要介護 II

⑥要介護 III

⑦要介護 IV

⑧要介護 V

また、市区町村の人口規模に関するカテゴリーは以下の通りである。

①30000 人未満

②30000 人以上 50000 人未満

③50000 人以上 100000 人未満

④100000 人以上 300000 人未満

⑤300000 人以上

行方不明者及び発見者数（行方不明者の内数、区域内・区域外）、死亡者数（発見者数の内数、区域内・区域外）、未発見者数（行方不明者の内数）の項目について、人口規模別に要介護度の状況についてクロス分析を行った。

なお、要介護度不明がない市区町村の回答を項目毎に取り出し（以下、要介護度不明がないデータ）、追加のクロス分析を行った。

また、単純集計を含む基礎解析を行った。

#### （倫理面への配慮）

既存の行政機関対象の調査データの解析であり、個人情報がまったく含まれないため、倫理上の問題は生じないと考えられた。

原データの含まれる媒体は鍵のかかるキャビネットに保管し、ネット上ではデータのやりとりをしないなどセキュリティ

イ上の配慮を行った。

## C. 結果

### (1) 人口規模別、要介護度別集計

市区町村の人口規模別に行方不明者数、市区町村区域内での発生者数（うち死亡者数）、市区町村区域以外での発見者数（うち死亡者数）、未発見者数の要介護認定状況別に実数と割合で示し（表 1～6）、割合をグラフで図示した（図 1～6）。

なお、上記のうち、要介護度不明がない市区町村の回答を項目毎に取り出し、同様のクロス解析を行い、それぞれ後半に示した（表 7～12、図 7～12）。

以下に所見を簡潔に記す。

#### 【全体の傾向について】

行方不明者数は、全体で 4435 人、未発見は 95 人で行方不明者の 2.1%、死亡して発見された者が 318 人（同 7.2%）であった。

要介護度不明がないデータでは、行方不明者数は、全体で 3024 人であったが、未発見者は 78 人で 2.5% であった。死亡して発見された者が 265 人で行方不明者の 8.7% であった。

集計の仕方で若干の差はあるものの、大まかに言って行方不明者の 1 割程度は死亡または未発見という状況であった。

#### 【行方不明者数について】

人口規模にもよるが、行方不明者の概ね 4 人に 1 人は、要介護度認定なしの人であった。次いで、要介護 I、要介護 II、要介護 III が人口規模によって若干のばらつきはあるものの、ほぼ同じ割合（15～20%程度）で続いていた。要介護度不明が

ないデータでも全体の傾向は同様であった。人口 30 万人以上の市のみ、要介護度認定なしの割合が他の人口規模より低かった。

#### 【区域内発見者数について】

全体の傾向は、行方不明者数の傾向とほぼ同じであるが、要介護 I ~ III の割合が行方不明者よりも若干高かった。

#### 【区域内発見者のうち死亡者数について】

区域内での発見された者のうちの死亡者をみると、人口規模にもよるが、要介護認定なしの者が 40~50% を占め、要介護認定を受けた者よりも明らかに高い傾向にあった。ただ、人口 30 万人以上の自治体では、それほど顕著ではなかった。

#### 【区域外発見者数について】

区域内発見者数と比較すると、概ね要介護認定なしの割合が高めである。特に人口 5 万人未満と 30 万人以上の自治体でその傾向が強かった。

#### 【区域外発見者のうち死亡者数について】

区域内発見者と同様に、全般に要介護認定なしの割合がたいへん高かった。ただし、やはり区域内の場合と同様に、人口 30 万人以上の自治体では、それほど顕著ではなかった。

#### 【未発見者について】

未発見者は全体でも 100 人に満たないので、人口規模別にみるとそれぞれ 10~20 人程度となり、要介護度別にみるとばらつきが大きくあまり明確なことは言え

ない。全体としては、要介護認定なしが 4 割以上（要介護度不明がないデータでは 5 割以上）を占めていた。

#### (2) その他の集計

基礎集計表に単純集計を含めた基礎的な集計結果をまとめた（別紙参照）。

この中で、徘徊見守り SOS ネットワークに類する事業（以下、SOS 事業）について、「あり」が 40.0%（638 自治体）、「なし」が 58.7%（935 自治体）であった。SOS 事業の有無別に行方不明者数を見たところ、「あり」の自治体で 2610 人、「なし」の自治体で 1813 人であった。

### D. 考察

#### (1) 人口規模別、要介護度別集計について

行方不明者の 1 割程度が死亡または未発見というのは、この認知症高齢者の徘徊が深刻な結果をもたらす問題であることを示している。

今回のデータから、大まかに言って、行方不明者のうち 4 人に 1 人が要介護認定を受けていない者であることが明らかになった。また、発見時死亡者に占める割合はさらに高い。これは発生時、家族が認知症による徘徊だとは認識していないため、捜索などの対応が遅れてしまうことが一因であると推察される。また、体は比較的元気なため、要介護認定を受けている者よりさらに遠くに行ってしまい、危険な状況に陥るリスクを高めてしまうものと推察される。区域外発見者において要介護認定を受けていない者が占める割合が比較的高いのも同様の理由か

らだと考えられる。ただ、これらの理由についてさらに明確な事実を捉えるためには、個々の行方不明事例について警察の捜索関係資料等を詳細に分析する必要がある。このように要介護認定を受けていない高齢者についても、徘徊の可能性が一定程度あることを住民に周知することが重要である。日常生活において、家族など周囲の人々が認知症の徴候を早期に捉え、できるだけ早く医療や介護サービスにつないでいくことが必要であろう。

一方、要介護認定を受けた人に注目すると、行方不明者に占める要介護Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの割合は、Ⅲが若干低いものの20～25%前後（要介護度不明がないデータ）でそれほど大きな差はない。一方、全国の要介護度認定者数を見ると要介護度Ⅰ～Ⅲ（平成24年で要介護度Ⅰが97万人、Ⅱが95万人、Ⅲが72万人）はそれぞれ、数にそれほど大きな違いはない。したがって要介護度Ⅰ～Ⅲについては、ほぼ同程度の行方不明のリスクがあるものと考えられる。

人口規模別に見ると、人口30万人以上の市において、行方不明者、発見者、死亡者、未発見者のいずれも要介護認定なしの割合がそれ以下の人口規模の自治体よりも低く、逆に要介護認定ありの者の割合が相対的に高かった。これは、要介護認定を受けている者でも、建物が密集した都市部では比較的行方不明になりやすく、また発達した交通機関を使って容易に遠方に行くことができることを反映している可能性がある。人口30万人以上の都市における認知症高齢者の徘徊対策は、それ以下の人口規模の地域とは異な

る可能性を示唆する結果と言える。

## (2) その他の集計について

SOS事業の有無別に行方不明の発生数をみると、「あり」の自治体では平均4.1人、「なし」の自治体では平均1.9人であった。SOS事業を実施している自治体の方が行方不明者数が多い結果となった。これは、行方不明者数が多かったからSOS事業を実施する必要があったためと考えられる。SOS事業の効果を今回の断面調査で単純に行方不明者数の多寡で見ることは適切とは言えない。SOS事業の効果を見るのであれば、むしろ自治体毎にSOS事業を導入の前後で行方不明者数や発見割合、発見までの時間、未然防止数等の変化を指標に評価すべきであると考えられる。

## (本データの限界)

今回、厚生労働省が都道府県を通じて全国の市区町村に対して行った調査で得られたデータを使用した。市区町村が持っている情報と調査票の様式がマッチせず、記載内容の不備とみなされるデータが散見され、データクリーニングの結果、150程度の自治体の回答が解析の対象から外れ、情報の精度に課題を残した。

また、今回のデータが認知症高齢者の徘徊による行方不明をどの程度カバーしているのか、即ち市区町村が、徘徊による行方不明事例をどの程度正確に把握しているのかは大きな課題である。

参考に、表1より人口規模別に、1市区町村あたりの行方不明者数を算出した。

全体：2.8人

- ①30000人未満：0.6人
- ②30000人～50000人未満：1.9人
- ③50000人～100000人未満：3.2人
- ④100000人～300000人未満：6.7人
- ⑤300000人～：20.9人

今年度の分担研究で実施された「認知症高齢者の徘徊に対する自治体の取り組みに関する調査」で訪問調査対象となつた9自治体の行方不明者数は、上記人口規模別カテゴリーで分けて示すと、それぞれ①3人、2人、②8人、4人、③30人、11人、④23人、30人、⑤27人であり、いずれも前述の同じ人口規模の平均行方不明者数を超えている。これらの9自治体では認知症高齢者対策が組織的に推進されており、行方不明者に関する警察との連携も行われていることを考え合わせると、実態に近い数値であると考えられる。したがって、全国的に見ると、上記の平均値は必ずしも実態を反映しておらず、行方不明者数の把握が十分ではない自治体も多いのではないかと推察される。

市区町村の担当課と警察が地域のすべての発生事例について、情報共有を図りつつ、経緯や状況を含めて詳細に記録に残して今後の対策に生かせるような体制づくりが望まれる。

## E. 結論

1. 認知症高齢者の徘徊による行方不明者の1割程度が死亡または未発見であった。
2. 行方不明者のおよそ4人に1人が要介護認定を受けていない者であった。区域外発見者や発見時死者の割合も高かった。このことについて住民に周知を図

るとともに、日常生活において、家族など周囲の人々が認知症の徴候を早期に捉え、できるだけ早く医療や介護サービスにつないでいくことが必要だと考えられた。

3. 行方不明者に占める要介護I、II、IIIの割合には、それぞれそれほど大きな差はなかった。要介護度I～IIIについては、ほぼ同程度の行方不明のリスクがあるものと考えられた。
4. 人口30万人以上の市において、行方不明者、発見者、死亡者、未発見者のいずれも要介護認定なしの割合がそれ以下の人口規模の自治体よりも低く、逆に要介護認定ありの者の割合が相対的に高かった。これは、都市部特有の状況が影響していると考えられ、人口30万人以上の都市における認知症高齢者の徘徊対策は、それ以下の人口規模の地域とは異なる可能性が示唆された。
5. 現状では、市区町村による行方不明者数の把握が十分でない可能性が高い。行方不明者の全体像を把握するために、市区町村の担当課と警察が地域のすべての発生事例について、情報共有を図りつつ、経緯や状況を含めて詳細に記録に残す体制づくりが望まれる。

## F. 健康危機情報

なし

## G. 研究発表

なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

表1 市区町村人口規模別行方不明者数（\_2014.1.1時点（住民基本台帳に基づく人口））  
合計

	n数	行方不明者数（実人員）	行方不明者数（要介護認定なし）	行方不明者数（要支援Ⅰ）	行方不明者数（要支援Ⅱ）	行方不明者数（要介護Ⅰ）	行方不明者数（要介護Ⅱ）	行方不明者数（要介護Ⅲ）	行方不明者数（要介護Ⅳ）	行方不明者数（要介護Ⅴ）	要介護度不明
全体	1594	4435	982	98	87	863	727	650	150	35	843
30000人未満	868	552	137	7	12	113	126	87	21	10	39
30000人以上50000人未満	225	421	102	8	4	78	65	78	14	2	70
50000人以上100000人未満	253	806	191	29	17	139	107	106	29	5	183
100000人以上300000人未満	178	1192	320	31	20	263	217	166	38	8	129
300000人以上	70	1464	232	23	34	270	212	213	48	10	422

市区町村人口規模別行方不明者数  
横%

	n数	行方不明者数（実人員）	行方不明者数（要介護認定なし）	行方不明者数（要支援Ⅰ）	行方不明者数（要支援Ⅱ）	行方不明者数（要介護Ⅰ）	行方不明者数（要介護Ⅱ）	行方不明者数（要介護Ⅲ）	行方不明者数（要介護Ⅳ）	行方不明者数（要介護Ⅴ）	要介護度不明
全体	1594	100.0	22.1	2.2	2.0	19.5	16.4	14.7	3.4	0.8	19.0
30000人未満	868	100.0	24.8	1.3	2.2	20.5	22.8	15.8	3.8	1.8	7.1
30000人以上50000人未満	225	100.0	24.2	1.9	1.0	18.5	15.4	18.5	3.3	0.5	16.6
50000人以上100000人未満	253	100.0	23.7	3.6	2.1	17.2	13.3	13.2	3.6	0.6	22.7
100000人以上300000人未満	178	100.0	26.8	2.6	1.7	22.1	18.2	13.9	3.2	0.7	10.8
300000人以上	70	100.0	15.8	1.6	2.3	18.4	14.5	14.5	3.3	0.7	28.8

図1 市区町村人口規模別行方不明者数

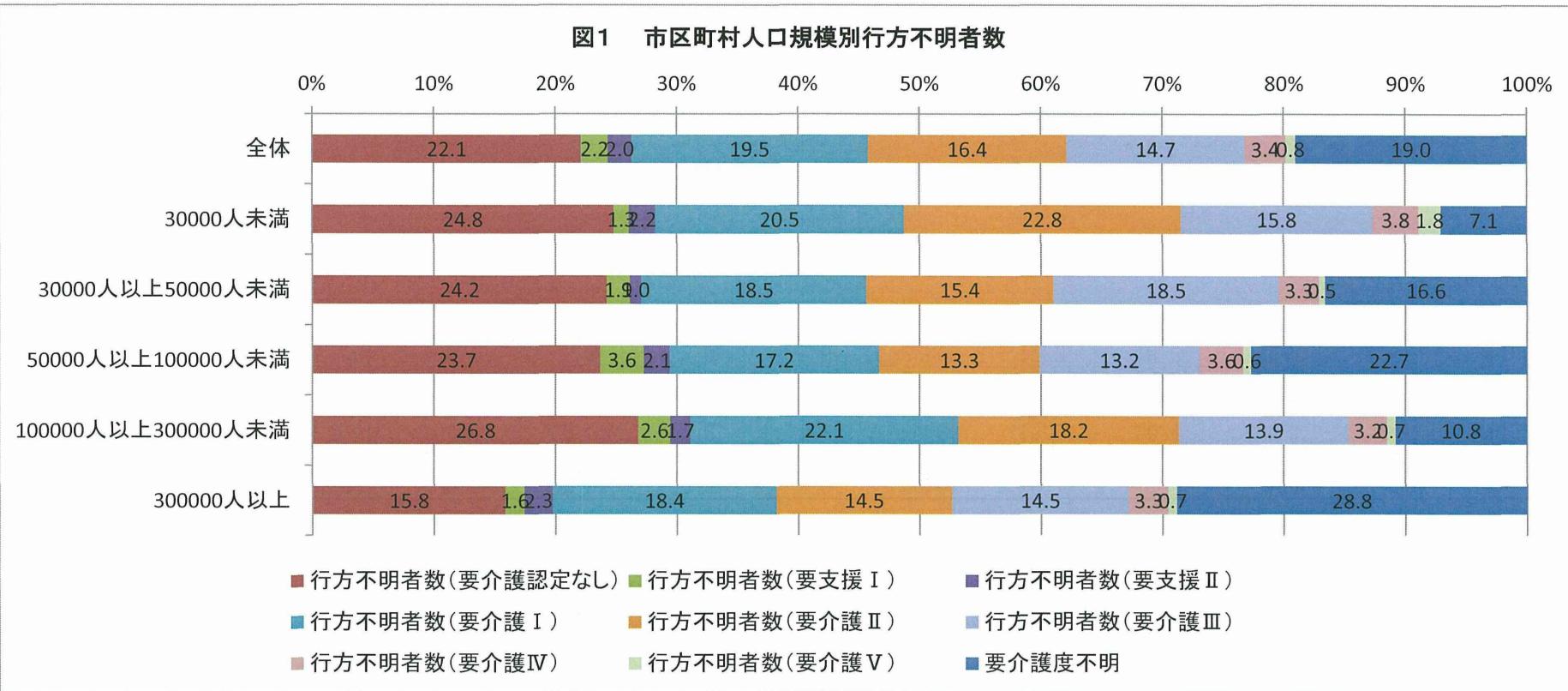


表2 合計 市区町村人口規模別区域内発見者数

	n数	区域内発見者数 (延人 員)	区域内発見者数 (実人 員)	区域内発見者数 (要介護 認定な し)	区域内発見者数 (要支援 I)	区域内発見者数 (要支援 II)	区域内発見者数 (要介護 I)	区域内発見者数 (要介護 II)	区域内発見者数 (要介護 III)	区域内発見者数 (要介護 IV)	区域内発見者数 (要介護 V)	要介護度 不明
全体	1594	3474	3220	723	73	72	667	582	548	129	32	394
30000人未満	868	391	418	89	5	8	87	100	75	20	10	24
30000人以上50000人未満	225	302	323	75	4	4	64	49	65	14	2	46
50000人以上100000人未満	253	489	571	143	21	14	99	86	90	23	3	92
100000人以上300000人未満	178	906	908	238	23	16	197	175	135	33	7	84
300000人以上	70	1386	1000	178	20	30	220	172	183	39	10	148

市区町村人口規模別区域内発見者数  
横%

	n数	区域内発見者数 (実人 員)	区域内発見者数 (要介護 認定な し)	区域内発見者数 (要支援 I)	区域内発見者数 (要支援 II)	区域内発見者数 (要介護 I)	区域内発見者数 (要介護 II)	区域内発見者数 (要介護 III)	区域内発見者数 (要介護 IV)	区域内発見者数 (要介護 V)	要介護度 不明
全体	1594	100.0	22.5	2.3	2.2	20.7	18.1	17.0	4.0	1.0	12.2
30000人未満	868	100.0	21.3	1.2	1.9	20.8	23.9	17.9	4.8	2.4	5.7
30000人以上50000人未満	225	100.0	23.2	1.2	1.2	19.8	15.2	20.1	4.3	0.6	14.2
50000人以上100000人未満	253	100.0	25.0	3.7	2.5	17.3	15.1	15.8	4.0	0.5	16.1
100000人以上300000人未満	178	100.0	26.2	2.5	1.8	21.7	19.3	14.9	3.6	0.8	9.3
300000人以上	70	100.0	17.8	2.0	3.0	22.0	17.2	18.3	3.9	1.0	14.8

図2 市区町村人口規模別区域内発見者数

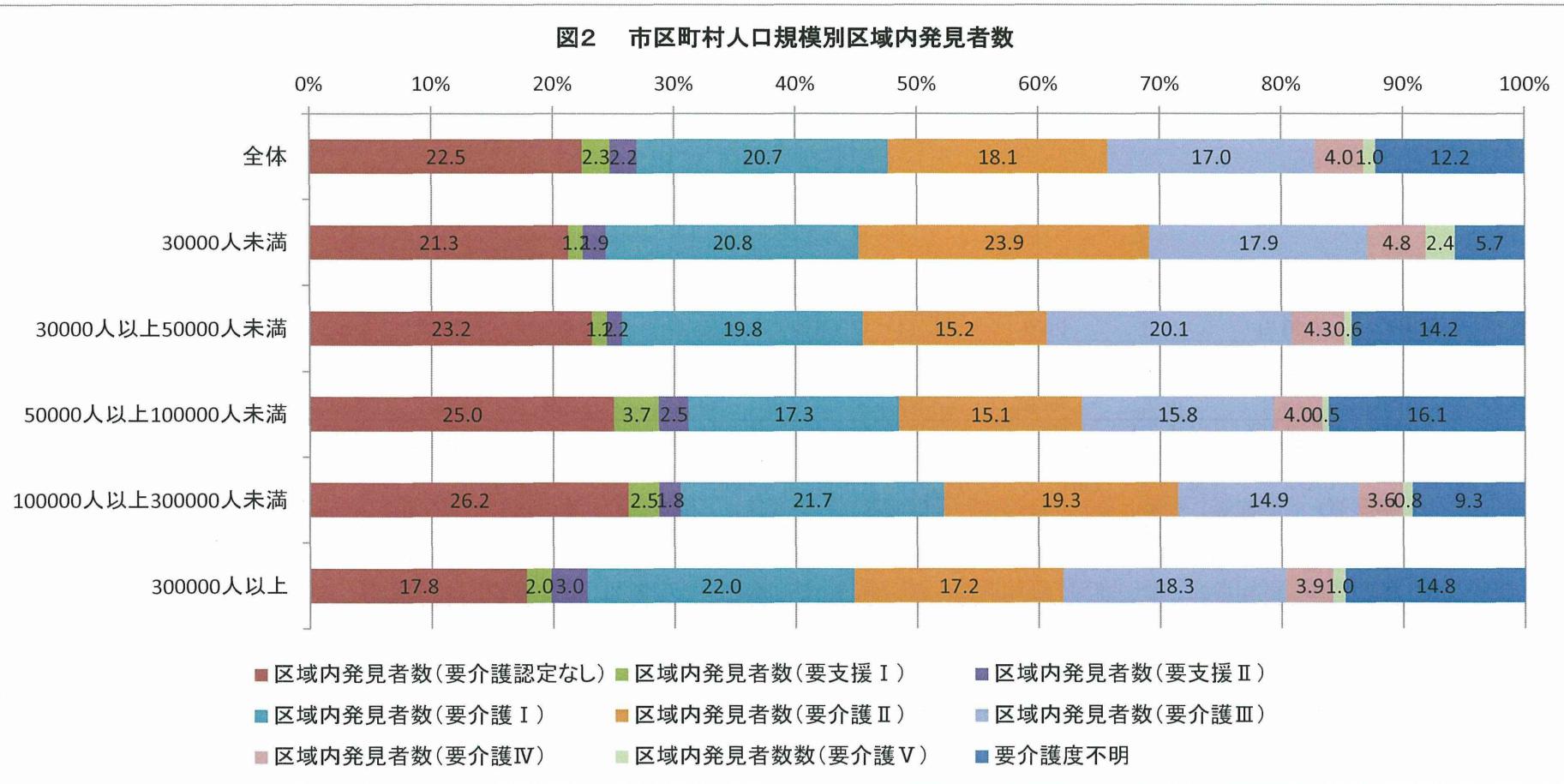


表3  
合計 市区町村人口規模別区域内発見者うち死者数

	n数	区域内発見者うち死亡者数(実人員)	区域内発見者うち死亡者数(要介護認定なし)	区域内発見者うち死亡者数(要支援I)	区域内発見者うち死亡者数(要支援II)	区域内発見者うち死亡者数(要介護I)	区域内発見者うち死亡者数(要介護II)	区域内発見者うち死亡者数(要介護III)	区域内発見者うち死亡者数(要介護IV)	区域内発見者うち死亡者数(要介護V)	要介護度不明
全体	1594	260	108	7	9	42	25	27	3	2	37
30000人未満	868	61	22	1	2	14	10	6	1	0	5
30000人以上50000人未満	225	44	18	0	1	11	3	6	0	0	5
50000人以上100000人未満	253	56	25	1	2	4	3	8	2	1	10
100000人以上300000人未満	178	63	32	4	3	7	6	4	0	1	6
300000人以上	70	36	11	1	1	6	3	3	0	0	11

市区町村人口規模別区域内発見者うち死者数  
横%

	n数	区域内発見者うち死亡者数(実人員)	区域内発見者うち死亡者数(要介護認定なし)	区域内発見者うち死亡者数(要支援I)	区域内発見者うち死亡者数(要支援II)	区域内発見者うち死亡者数(要介護I)	区域内発見者うち死亡者数(要介護II)	区域内発見者うち死亡者数(要介護III)	区域内発見者うち死亡者数(要介護IV)	区域内発見者うち死亡者数(要介護V)	要介護度不明
全体	1594	100.0	41.5	2.7	3.5	16.2	9.6	10.4	1.2	0.8	14.2
30000人未満	868	100.0	36.1	1.6	3.3	23.0	16.4	9.8	1.6	0.0	8.2
30000人以上50000人未満	225	100.0	40.9	0.0	2.3	25.0	6.8	13.6	0.0	0.0	11.4
50000人以上100000人未満	253	100.0	44.6	1.8	3.6	7.1	5.4	14.3	3.6	1.8	17.9
100000人以上300000人未満	178	100.0	50.8	6.3	4.8	11.1	9.5	6.3	0.0	1.6	9.5
300000人以上	70	100.0	30.6	2.8	2.8	16.7	8.3	8.3	0.0	0.0	30.6

図3 市区町村人口規模別区域内発見者うち死亡者数

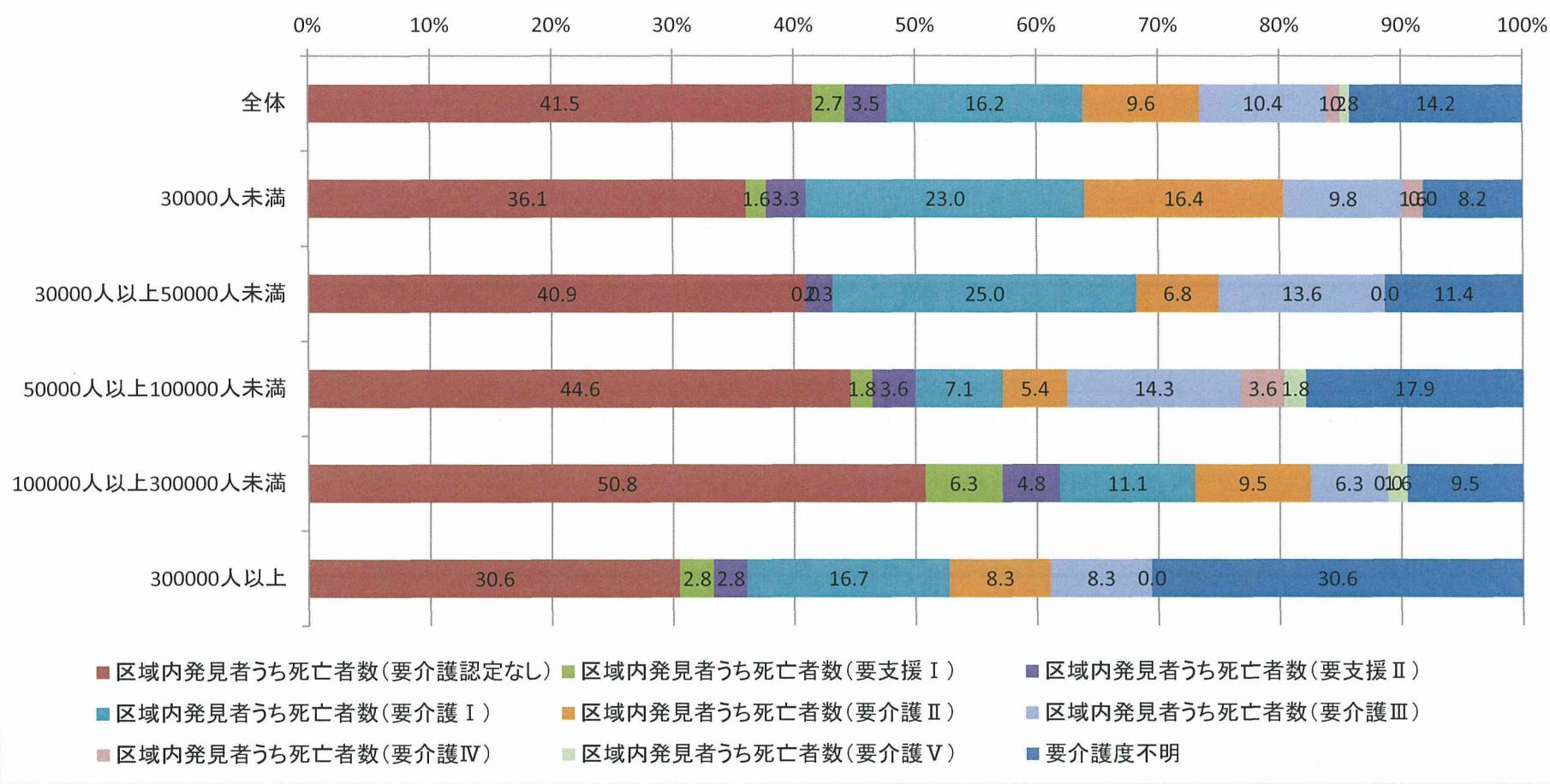


表4  
合計 市区町村人口規模別区域外発見者数

	n数	区域外発見者数 (延人員)	区域外発見者数 (実人員)	区域外発見者数 (要介護認定なし)	区域外発見者数 (要支援I)	区域外発見者数 (要支援II)	区域外発見者数 (要介護I)	区域外発見者数 (要介護II)	区域外発見者数 (要介護III)	区域外発見者数 (要介護IV)	区域外発見者数 (要介護V)	要介護度不明
全体	1594	668	710	202	22	13	171	132	83	20	2	65
30000人未満	868	95	114	36	0	5	25	26	12	3	0	7
30000人以上50000人未満	225	48	64	21	3	0	10	13	9	0	0	8
50000人以上100000人未満	253	133	139	36	8	3	35	18	18	4	2	15
100000人以上300000人未満	178	199	203	62	8	3	57	39	21	4	0	9
300000人以上	70	193	190	47	3	2	44	36	23	9	0	26

市区町村人口規模別区域外発見者数  
横%

	n数	区域外発見者数 (実人員)	区域外発見者数 (要介護認定なし)	区域外発見者数 (要支援I)	区域外発見者数 (要支援II)	区域外発見者数 (要介護I)	区域外発見者数 (要介護II)	区域外発見者数 (要介護III)	区域外発見者数 (要介護IV)	区域外発見者数 (要介護V)	要介護度不明
全体	1594	100.0	28.5	3.1	1.8	24.1	18.6	11.7	2.8	0.3	9.2
30000人未満	868	100.0	31.6	0.0	4.4	21.9	22.8	10.5	2.6	0.0	6.1
30000人以上50000人未満	225	100.0	32.8	4.7	0.0	15.6	20.3	14.1	0.0	0.0	12.5
50000人以上100000人未満	253	100.0	25.9	5.8	2.2	25.2	12.9	12.9	2.9	1.4	10.8
100000人以上300000人未満	178	100.0	30.5	3.9	1.5	28.1	19.2	10.3	2.0	0.0	4.4
300000人以上	70	100.0	24.7	1.6	1.1	23.2	18.9	12.1	4.7	0.0	13.7

図4 市区町村人口規模別区域外発見者数



表5 市区町村人口規模別区域外発見者うち死亡者数  
合計

	n数	区域外発見者うち死亡者数(実人員)	区域外発見者うち死亡者数(要介護認定なし)	区域外発見者うち死亡者数(要支援I)	区域外発見者うち死亡者数(要支援II)	区域外発見者うち死亡者数(要介護I)	区域外発見者うち死亡者数(要介護II)	区域外発見者うち死亡者数(要介護III)	区域外発見者うち死亡者数(要介護IV)	区域外発見者うち死亡者数(要介護V)	要介護度不明
全体	1594	58	27	5	2	6	5	4	1	0	8
30000人未満	868	9	4	0	1	1	2	0	0	0	1
30000人以上50000人未満	225	10	5	2	0	0	1	2	0	0	0
50000人以上100000人未満	253	12	6	3	0	1	1	1	0	0	0
100000人以上300000人未満	178	17	10	0	0	2	0	0	1	0	4
300000人以上	70	10	2	0	1	2	1	1	0	0	3

市区町村人口規模別区域外発見者うち死亡者数  
横%

	n数	区域外発見者うち死亡者数(実人員)	区域外発見者うち死亡者数(要介護認定なし)	区域外発見者うち死亡者数(要支援I)	区域外発見者うち死亡者数(要支援II)	区域外発見者うち死亡者数(要介護I)	区域外発見者うち死亡者数(要介護II)	区域外発見者うち死亡者数(要介護III)	区域外発見者うち死亡者数(要介護IV)	区域外発見者うち死亡者数(要介護V)	要介護度不明
全体	1594	100.0	46.6	8.6	3.4	10.3	8.6	6.9	1.7	0.0	13.8
30000人未満	868	100.0	44.4	0.0	11.1	11.1	22.2	0.0	0.0	0.0	11.1
30000人以上50000人未満	225	100.0	50.0	20.0	0.0	0.0	10.0	20.0	0.0	0.0	0.0
50000人以上100000人未満	253	100.0	50.0	25.0	0.0	8.3	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0
100000人以上300000人未満	178	100.0	58.8	0.0	0.0	11.8	0.0	0.0	5.9	0.0	23.5
300000人以上	70	100.0	20.0	0.0	10.0	20.0	10.0	10.0	0.0	0.0	30.0